

令和6年11月11日

令和6年

上毛町農業委員会11月期定例総会議事録

上毛町農業委員会

上毛町農業委員会11月期定例総会議事録

1. 日 時 令和6年11月11日（月） 午前9時00分

2. 場 所 上毛町役場 大会議室

3. 出席委員及び欠席委員

出席委員 22名

欠席委員 0名

●出席委員の氏名

農業委員			農地利用最適化推進委員		
1番	古 原 修	○	15番	水 嶋 久 夫	○
2番	小林 博一	○	16番	矢 岡 洋	○
3番	河津 圭一	○	17番	前田辰次郎	○
4番	別府 義一	○	18番	八ツ 繁 秀也	○
5番	熊谷由美子	○	19番	磯 田 三 好	○
6番	坪根 和男	○	20番	谷 上 重 行	○
7番	久保 博文	○	21番	松 川 清	○
8番	宮秋 伸一	○	22番	山 本 直 子	○
9番	福田 政典	○			
10番	中森 博通	○			
11番	常慶 崇裕	○			
12番	久元ますみ	○			
13番	越原 幸治	○			
14番	宮本 健一	○			

●事務局 事務局長 野 添 雄 二 ○
林 充 彦 ○
向 本 泰 一 ○

4.議 案

- 議案第73号 農業経営基盤強化促進法第18条(改正前)の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第74号 農業経営基盤強化促進法第18条(改正前)の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第75号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定について
- 議案第76号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定について
- 議案第77号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定について
- 議案第78号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定について
- 議案第79号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について
- 議案第80号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について

5.その他

- ・新規就農相談会について
- ・農地パトロールについて
- ・次回日程 12月10日(火)

会議の経過

令和6年11月11日(月)午前9時00分開会

議長 みなさんおはようございます。

本日は、農業委員会 11月期定例総会を開催いたしましたところ、委員のみなさまにおかれましては、何かとご多用の中、ご出席くださいまして誠にありがとうございます。

上毛町農業委員会会議規則第6条の規定により、定足数に達しておりますので、只今から11月期定例総会を開催いたします。

議事録署名委員を指名いたします。

議席6番坪根委員、議席7番久保委員を指名いたします。

よろしくお願いします。

それでは、議案の審議に入ります。

議案第73号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 それでは資料の2ページをお願いします。

議案第73号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

今期分については賃貸借権75件、使用貸借権8件でございます。

賃貸借分ですが、期間は3年、5年、6年、10年となっています。

対象作物は水稻等でありまして、面積は田が127, 248㎡です。

筆数は75筆で貸し手28名、借り手16名となっております。

賃借料でございますが、現金で反当5, 800円から18, 000円、現物では45kgから60kgとなっております。

次に、使用貸借権分ですが期間は4年、5年、6年、10年となっています。

対象作物は水稻等でありまして、面積は田が6, 155㎡、畑が350㎡です。

筆数は8筆で、貸し手5名、借り手5名となっております。

3ページから7ページに利用権設定等各筆明細一覧表をお付けしております。

それから、8ページの農業経営基盤強化促進法第18条調書のとおり同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

これで説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。
質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

越原委員 お聞きしたいことがあるんですが、この中で株式会社〇〇が載ってますよね。
今は法人でも農地を借りられるようになったんですか。

事務局 農業法人ですので借りられます。

越原委員 どういう営農をなさってるんですか。

事務局 野菜とか花とかです。

越原委員 住所はどこですか。

事務局 豊前市です。

越原委員 はい。分かりました。

議 長 あと他に何かございませんか。
よろしいですか。
無いようですので採決に入りたいと思います。
本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第73号については、原案のとおり可決決定されました。

議 長 つづきまして、議案第74号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。
事務局説明をお願いします。

事務局 資料の9ページをお願いします。
議案第74号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。
特例事業農地売買等事業を活用した所有権移転でございます。

所有権を移転する農地は、大字上唐原2069番、2203番、地目は田で、面積は計5,611㎡です。
所有権を移転する方は、中津市の〇〇さんで、所有権の移転を受ける方は、福岡県農業振興推進機構です。

次の10ページに農業経営基盤強化促進法第18条調書を添付しております。

同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

位置図、箇所図は11、12ページのとおりです。

申請農地は、大字上唐原地内のほ場整備済の農地です。

これで説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。

質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

よろしいですか。

ないようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第74号については、原案のとおり可決決定されました。

議 長 つづきまして、議案第75号農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料13ページをお願いします。

議案第75号農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてでございます。

契約の種類は贈与で、申請農地は大字下唐原655番2、地目は畑で、面積は428㎡です。

譲渡人は、名寄市の〇〇さんで、譲受人は、中津市の〇〇さんです。

譲受人の権利取得後の経営農地面積は、428㎡です。

次の14ページに農地法第3条調査書を添付しています。

同法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると言えます。

位置図、箇所図は15、16ページのとおりです。

申請農地は大字下唐原地内の農地です。

これで説明を終わります。

議 長 私が本案件については、地区担当委員となっております。
事務局の説明のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

越原委員 これは農地は50アール以上ないといけないというのはなくなったんですか。

事務局 昨年からなくなりました。

議 長 他になにかございませんか。
ないようですので採決に入りたいと思います。
本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第75号については、原案のとおり可決決定されました。

議 長 つづきまして、議案第76号農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてを
議題といたします。
事務局説明をお願いします。

事務局 資料17ページをお願いします。
議案第76号農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてでございます。
契約の種類は売買で、申請農地は大字八ツ並478番1、地目は田で、面積は677㎡です。
譲渡人は、中津市の〇〇さんで、譲受人は、豊前市の〇〇さんです。
譲受人の権利取得後の経営農地面積は、677㎡です。
次の18ページに農地法第3条調査書を添付しています。
同法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると言えます。
位置図、箇所図は19、20ページのとおりです。
申請農地は大字八ツ並地内の農地です。
これで説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。
本案件については、古原委員が地区担当委員となっておりますがいかがでしょうか。

古原委員 問題ないと思います。

議長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。
よろしいですか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。
本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第76号については、原案のとおり可決決定されました。

議長 つづきまして、議案第77号農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてを議題といたします。
事務局説明をお願いします。

事務局 資料21ページをお願いします。

議案第77号農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてでございます。

契約の種類は売買で、申請農地は大字垂水546番、地目は畑で、面積は25㎡です。

譲渡人は福岡市の〇〇さんで、譲受人は大字宇野の〇〇さんです。

譲受人の権利取得後の経営農地面積は、25㎡です。

次の22ページに農地法第3条調査書を添付しています。

同法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると言えます。

位置図、箇所図は23、24ページのとおりです。

申請農地は大字垂水地内の農地です。

これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。
本案件については、河津委員が地区担当委員となっていますがいかがですか。

河津委員 別に問題ないと思います。

議長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第77号については、原案のとおり可決決定されました。

議 長 つづきまして、議案第78号農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料25ページをお願いします。

議案第78号農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてでございます。

契約の種類は売買で、申請農地は大字垂水1280番1、1309番1、地目は田で、面積は計2,151㎡です。

譲渡人は、広島市の〇〇さんで、譲受人は、大字宇野の〇〇さんです。

譲受人の権利取得後の経営農地面積は、39,681㎡です。

次の26ページに農地法第3条調査書を添付しています。

同法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると言えます。

位置図、箇所図は27、28ページのとおりです。

申請農地は大字垂水地内の農地です。

これで説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。

本案件については、河津委員が地区担当委員となっていますがいかがですか。

河津委員 別に問題ないと思います。

議 長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第78号については、原案のとおり可決決定されました。

議 長 つづきまして、議案第79号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料の29ページをお願いします。

議案第79号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてでございます。

申請農地は大字八ツ並478番2、地目は田で、面積は1,451㎡です。

申請人は、大字八ツ並の株式会社〇〇さんで、理由としては、資材置場、駐車場用地確保のための敷地拡張です。

一般基準としての転用の確実性については、事業計画書、資金計画書等により確実と思われます。

付近の農地に対する被害の有無については、隣接農地及び水利関係者の承諾を得ております。

農地の区分は、第1種農地ですが、不許可の例外規定、集落接続に該当することから、許可可能と判断します。

箇所図、位置図は30、31ページのとおりです。

申請農地は、大字八ツ並地内の農地です。

これで説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。

本案件については、古原委員が地区担当委員となっておりますがいかがですか。

古原委員 はい、隣接の方そして水利関係者の方の承諾を得ているので、問題ないと思います。

議 長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

ないようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第79号については、原案のとおり可決決定されました。

議 長 つづきまして、議案第80号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料の32ページをお願いします。

議案第80号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてでございます。

申請農地は大字垂水255番2、地目は畑で、面積は351㎡です。

申請人は大字成恒の〇〇さんで、理由としては自己住宅建築のためです。

一般基準としての転用の確実性については、資金計画書等により確実と思われます。

付近の農地に対する被害の有無については、隣接農地は無く、水利関係者の承諾を得ております。

農地の区分は、第2種農地ですが、不許可の例外規定、集落接続に該当することから、許可可能と判断致します。

箇所図、位置図は33、34ページのとおりです。

申請農地は、大字垂水地内の農地です。

これで説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。

本案件については、河津委員が地区担当委員となっておりますがいかがでしょうか。

河津委員 特段問題ないと思います。

議 長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

よろしいですか。

ないようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第80号については、原案のとおり可決決定されました。

議 長 つづきまして、議案第81号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 はい、資料の35ページをお願いします。

議案第81号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてでございますが、本案件につきましては申請者の都合により、今回は取り下げとなりました。

以上でございます。

議 長 議案第81号につきましては、議案を取り下げましたので次に移りたいと思います。

以上で本日予定していた議案の審議は終了致しました。

その他について事務局からお願いします。

事務局 はい、では資料の38ページをお願い致します。

令和6年度福岡県新規就農相談会IN京築が、12月15日日曜日の13時から築上町役場で開催されます。この相談会への参加は農業委員会の活動計画にも挙げておりまして、事務局のほか委員の方1名の参加をお願いしたいと考えております。

人選につきましては事務局に一任いただければと思いますがいかがでしょうか。

議 長 よろしいですか。

では事務局のほうでお願いします。

事務局 はい。次に農地パトロールについてでございます。

農地パトロールの実施お疲れさまでした。

実施した結果を取りまとめをさせていただきますので、まだ事務局に提出されていない方は、提出をお願いします。また、活動記録簿の提出も併せてをお願いします。

最後に次回定例総会は12月10日火曜日でございます。

欠席される場合は、前日までのご連絡をお願いします。

以上、事務局からのお知らせを終わります。

事務局 委員の皆様から何かございませんか。よろしいですか。

それではこれで11月期定例総会を終了致します。

ありがとうございました。

令和6年11月11日 午前9時30分閉会